

社会資本整備審議会環境部会・交通政策審議会交通体系分科会環境部会
建設リサイクル推進施策検討小委員会 第10回合同会議 議事録

開催日時：平成26年7月29日（火）13：00～15：00

開催場所：国土交通省 11階特別会議室

（事務局） はい。それでは定刻になりましたので、ただいまより、社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び交通政策審議会交通体系分科会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会の第10回の合同会議を開催させていただきます。

開会に当たりまして、国土交通省を代表いたしまして、総合政策局長の瀧口より、ご挨拶を申し上げます。

（総合政策局長） 今年の夏の異動で総合政策局長になりました瀧口でございます。嘉門委員長はじめ委員各位の皆様方におかれましては、本建設リサイクル推進施策検討小委員会におかれまして、いろいろ議論を賜っており、また、本日はお暑い中、お忙しい中、お集まりいただきまして、心から感謝を申し上げます。

委員各位ご案内のように、建設リサイクルにつきましては、過去3次の建設リサイクル推進計画というものを策定いたしまして、社会の要請に応じまして、建設リサイクルを推進すべく努力してまいっております。言うまでもなく、現在のわが国というのは、東京オリンピックだとか、あるいはさらにアベノミクスによりまして、また建設も、いろいろな方面で進んでおります。私の実は前任は鉄道局長でございまして、リニア中央新幹線のアセスメント手続きというのが、つい先ごろまで行われております。最後のとりまとめの段階に私自身も携わっておりましたが、リニア中央新幹線の先行する東京-名古屋間、約300キロ弱でございますけれども、実は大半がトンネルでございまして、ザッと東京ドーム46杯分の建設発生土が出てくるということが言われております。従来、こういったアセスメントの段階で、こういった建設発生土の取扱いは厳しく議論されていることは、過去のいろんなプロジェクトを見ますと、あまりないわけでございますが、この発生土の多さということから、沿線各県の知事からのご意見の中でも、いろいろご意見を賜ったわけでございます。このアセスメントの段階でも、できるだけ発生土を減らして、そしてまた、どのように再生利用するのかということについて、できるだけ見通しをつけるべきだというような、ご議論をいただいたところでございます。まさに社会全体として建設リサイクルというのは、それが求められている、これは、オールジャパンで、これを求められているということなんだろうと思います。

5月におけます第9回の合同会議におかれましては、熱心なご議論をまとめていただきまして、まず物流のモニタリング、そして、できるだけ発生を減らすということ、そして現場において分別をすること、そして、再資源化に向けてきちんと搬出するといったこと、そういった各段階における求められている施策について精力的におとりまとめを

いただいたところでございます。これを受けまして、その後、パブリックコメント行い、ご意見を賜っております。そのパブリックコメントを踏まえた事務局としての素案を、本日はご議論いただくことにさせていただいております。

それを踏まえまして、できるだけ早くこの施策をおとりまとめいただきまして、第4次となる建設リサイクルの推進計画というものをまとめ、社会の要請にこたえ、できるだけ、こういったものがうまく活用できるといった社会の実現に向けて、頑張りたいと思います。引き続きご指導を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

(事務局) ありがとうございます。

それでは、まず資料の確認をさせていただきます。本日の委員会資料は、議事次第、それから委員名簿、配席図、配布資料一覧、それから資料の1から5まで、それから参考資料が1と2という構成になっております。不足等がございましたら、お申し付けください。

次に、本小委員会は環境部会の運営規則にのっとり、公開とさせていただいております。議事録に続きましては、委員の皆様方にご確認をいただいた後に、本日の配布資料とともに国土交通省のホームページにおいて公開させていただくことになっておりますので、あらかじめご了解をお願いします。

本日の出席委員でございますが、16名中15名となっております。運営規則に規定されている過半数を満たしているということ、ここでご報告させていただきます。なお、野城委員におかれましては、本日所用のためご欠席とのご連絡が入っております。

恐れ入ります。冒頭のカメラ撮りは、ここまででさせていただきますので、報道の関係の皆様におかれましては、ご着席をお願いいたします。

それでは、議事次第に沿って進行させていただきますが、以降の進行は、嘉門委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(嘉門委員長) 嘉門でございます。司会進行を進めさせていただきます。

本日の小委員会で、今回の検討、すなわち先ほど瀧口局長もおっしゃいました第4次の建設リサイクル推進計画への意見としては、とりまとめ最終回になると、そういう予定でございますので、本日はこの小委員会で、そのための建設リサイクル推進にかかわる方策について、これを最終案としてまとめたいというふうに考えておるところでございます。

それで、先ほどもお話がございましたように、建設リサイクル推進に係る方策につきましてはパブリックコメントをいただいておりますので、その結果がとりまとめられておりますので、本日は、このパブコメの意見も踏まえて事務局側でとりまとめ案を修正いただいておりますので、この内容について委員の先生方にはしっかり目を通していただいて、方策の漏れでございますとか修正すべき表現とか中身について、ご意見をちょうだいしたいと、そういうふうに考えております。よろしくご協力をお願いいたします。

それでは、今日の議事次第に沿って進めたいと思いますが、議事1番目、建設リサイクル推進にかかわる方策（とりまとめ案）に対する意見募集の結果とその対応についてということで、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局) はい。では、ご説明させていただきます。

本日、資料の説明1回でまとめてという形になりますので、まず最初に、資料の構成について、ご説明させていただきたいと思います。

資料1でございますが、こちらは、今回パブリックコメントの募集をした結果の概要というふうになっておりまして、6月16日から7月4日の間、パブリックコメントをさせていただいております。寄せられた意見につきましては、16者58件ということで、意見の提出者内訳としては、関連業団体が7者、行政機関等が3者、その他民間企業、個人が3者ずつというふうな構成になっております。

それから次に資料2というものでございますが、こちらが、具体的に出てきた58件の意見に対する主な意見の中身、それから、その右側に「方策（とりまとめ案）への対応案」という形にしておりまして、大きく4つのカテゴリーに分けさせていただいております。

1. といたしましては、ご意見を踏まえて、方策とりまとめ案を修正するものというのが、1ページ目から3ページにございます。

それから4ページ目以降、2. として、ご意見はあったが、原案どおりとするものというものを構成しております。こちらが、4ページから7ページというふうになっております。

そのほか3. として、8ページ目に、そのほか方策（とりまとめ案）の表現の是正を求める意見として修正するものと原案どおりにしたものという形で、8ページ目以降10ページまで、そういった構成にさせていただいております。

それから11ページ、12ページは、4. として、方策とりまとめ案の外側の検討が必要だということで、整理をさせていただいております。

今日のご説明の中では、特にこの中で、1番、2番というところについて重点的に説明させていただきたいと思っております。詳細は、また後ほど説明いたします。

それから、資料3でございますが、こちらは、資料2に書かれている意見を踏まえて、どういうふうに修正をしたか、パブコメの前からパブコメ後とでの変更について、見え消し修正をしているものでございます。本日のご説明は、資料2と資料3が中心になろうかと思っております。

それから資料4につきましては、今の資料3の見え消し修正を溶け込ませたものになりますので、必要に応じてご覧ください。

それから資料5につきましては、資料4をパワーポイント1枚で大まかに整理したものとして用意しております。

それから参考資料1につきましては、前回5月27日の委員会議事録。それから参考資料2につきましては、方策とりまとめ案のパブリックコメント時の状態のものでございます。こちらも、必要に応じてご覧ください。

以降のご説明につきましては、資料2と資料3に基づいて説明させていただきます。基本的に資料2で説明しますが、必要に応じて、資料3の該当ページ等もありますので、適

宜ご覧ください。

まず資料2でございますが、左側に、No. と書いております。1番上。

こちらのNo. 1につきましては、全体構成の話としまして、資料3の1ページの目次に該当する部分でございますが、3の新たに取り組むべき重点方策というところで、(I)建設副産物の品目毎の主要課題の中に、課題と施策の両方が記載されていた状態でございますが、課題というのは、2のところの主要課題、それから施策については、3の(II)というところで重点方策というものの記載があるということで、一括に書くべきではないかというご意見があったというところでございます。こちらについて、右側の対応案としましては、課題3のIにもともとあった記載のうち、課題と要因というところについては、2の課題というところの流れで主要課題の後に2の(2)として品目毎の課題という形、それから施策については、3. IIとしてもともとあった記載の中に溶け込ますという形で対応しているところでございます。具体的に申しますと、資料3のP11ページ辺りをご覧くださいいただきたいんですが、こちらで上のほう6行目ぐらいから、(2)に品目毎の課題というふうに書いてございますが、こちらは、もともと3のIというところであった記載について、基本的に記載を移動させているというような状況でございます。それから、資料3の22ページをご覧くださいいただきたいんですが、こちら同じく上から8行目ぐらいのところ、「なお、建設副産物物流のモニタリング手法等の概要を下記に示す。」とありますが、こちらはもともと3のI. にあった記載でございますが、これをこちらのモニタリング強化の部分の後段に持っていくという形で再構成をさせていただいております。

次に、No. 2、の意見でございますが、こちらは建設発生土の指標について、いわゆる建設発生土の総量に対する利用率、発生側の指標にしていくべきではないかというご意見でございます。資料3の14ページをご覧くださいいただきたいんですが、14ページの中段から下段にかけて、建設発生土のリサイクルフローがございます。こちらは、今まで指標といたしましては、右側の土砂利用量、緑色で書いてますが、土砂利用量に対する現場内利用もしくは工事間利用がどれぐらい行なわれているかということで、上の式にあるような88. 3%という形になっておりましたが、こちらについて、左側の青字で書いてある建設発生土発生量当たりに対してどうかということに指標を改めるべきではないかというものでございます。こちらにつきまして、事務局としましては、建設発生土有効利用率というものを、発生量に対する現場内、それから工事間利用の割合という形にして、新たな指標を設けるような形にしてはどうかと考えているところでございます。

具体的な記載といたしましては、資料3の19、20ページでございますが、19ページの下段の部分で赤字のように改めているというところでございます。この建設発生土の有効利用率を、発生側で見た場合、過去の実績を見ますと、平成17年度は57. 5%、以降53. 6%、24年度は68. 5%となっておりますので、24年度は高くなっておりますが、過去3回の状況を見ながら、次期目標としては70%以上という形でどうかと考えているところでございます。

次にまた資料2に戻りまして、No. 4～6でございます。こちらは建設副産物物流のモニタリングの強化に関する部分でございますが、ここの部分については、いわゆる実際にデータを入力する方々の過度な負担にならないように、というご意見がございます。こちらにつきましては、資料3で言いますと、21～22ページの(1)の建設副産物物流モニタリングの部分に該当するのですが、こちらのちょうど22ページの一番上の部分でございます。1行目に、「データ入力者に過度な負担がかからないように配慮しつつ」というような文言を加える形で修正をさせていただいております。

次にNo. 7というところでございますが、こちら、民間企業のCOBRIS、いわゆる建設副産物情報交換システムのことでございますが、こちらの利用率が低い原因をしっかりと調査して、この課題を明確にしてうえで、という流れにすべきではないかというところでございます。こちらにつきまして、今の資料3の23ページの上から7行目のところでございますが、こちらにもともと、COBRIS利用率の話が書いてありましたが、こちらで、「利用率が低い原因・課題を踏まえた上で」という言葉を書き加えまして、しっかりと対応していこうというふうに考えているところでございます。

資料2のほうをめぐっていただきまして、No. 8でございます。No. 8につきましては、いわゆる発生抑制のところについてでございます。資料3で言いますと、24ページの下段から25ページにかけて、工事前段階における発生抑制の検討促進というところでございます。こちらについて、民間も含めた発注者が対策を講ずるところもしっかり重要ではないかというところについてご意見をいただいております。事務局のほうで考えまして、25ページの1～2行目でございますが、そもそも事業の計画あるいは設計段階というのは、発注者あるいは設計者というところが、発生抑制を考えるということになりますので、その部分をクリアにしていこうということで、民間も含めた発注者や設計者による徹底というような書きぶりにし、誰がやるのかというところをクリアにさせていただきました。

それからNo. 9の意見でございますが、こちらは再資源化・縮減に関してでございます。資料3の(5)の現場分別・施設搬出のところでございますが、こちらについて、再資源化施設への搬出徹底を要請する相手についてはもともと建設業界にという書き方をしたんですが、こちら、「建設業界及び不動産業界(デベロッパー)」という形にしたらどうかというものでございます。こちら、そもそも表現としてはどこの業界かということではなく、そもそもこういった問題というのは、民間も含めた発注者と、受注者とで、総合的にやっていく、考えていくというものが必要ですので、より広い表現として、民間も含めた受発注者に対して、というような表現に改めるという考え方にさせていただいております。場所といたしましては26ページの一番上、25ページの下から5行目ぐらい、それから26ページ一番上というところに該当するものでございます。

次にNo. 10の意見でございます。こちらは、再生資材の利用促進に関する部分でございます。資料3の27ページ以下に該当いたします。こちらについて、リサイクル製

品の使用に関する経済的補助、あるいは使用の義務・目標、あるいは品質保証・基準という観点の方策があったほうがいいのではないかとこのところでございます。まず、右側の対応案というところに2つ書かせていただいておりますが、そもそも利用促進を図るという意味では、今回、利用状況についてモニタリングをして、その利用が不十分なものに対して利用の徹底を要請していこう、という考え方になってますので、使うという意味ではそういうやり方でいいのかなというふうに考えております。一方で、やっぱり使いやすい環境を整えるという意味では、特に品質基準・保証の部分というのは大事じゃないかというふうに、われわれとしては思ってます、今回3の(6)の③というところで、ページ数で言いますと、27ページの下から8行目ぐらいになりますが、新たに「資材製造者等の関係者は、民間も含めた受発注者が再生資材を利用しやすくするための再生資材の品質基準やその保証方法を確立すべき」ということを、1つ方策として追加させていただいております。

次にNo. 11でございますが、こちらは、建設発生土の有効利用・適正処理のところでございます。ページ数としましては、先ほどの27ページの下から4行目から29ページまでにかけて、建設発生土のことが書かれております。こちらについて、適正な検査による基準不適合土壌の混入防止策というところもあるべきではないかという物でございます。こちらにつきましては、そもそも土の発生土の品質をきちんと証明するということが、まず大事なことでございまして、こちらについては、やはり出し手側の、搬出側が基本的に品質証明をするということを、まずクリアにしていこうという立場で考えてございまして、そこにつきまして、29ページの上から6行目で追記させていただいております。

次にNo. 12でございますが、こちら、やはり土の話でございます。こちらは民間、官民の相互有効利用のマッチング強化というところについて、民間事業者が参画しやすい構図、あるいはインセンティブ的なものを、という意見でございました。こちらにつきましては、まず2つの要素があるかなと思うんですが、1つとしては、29ページの一番下のところでございますが、やっぱり実際に情報やデータを入力される方について過度な負担がかからないように、先ほど副産物のほうでもございましたが、こちらについて、データ入力や費用面とかで過度な負担がかからないように配慮していこうということを追加させていただいているのと、それから、インセンティブ的なものにつきましては、後段のほうの32ページというところになるんですが、われわれは、優れたリサイクルの取り組みについては、広く周知をしていくことによって、リサイクル市場の理解を深めることと市場の底上げをしていくという考え方で、もともと前回の計画が組まれていますので、そういったことを引き続きやっていくのではないかと考えているところでございます。

それから次のNo. 13でございますが、こちらは、自然由来の重金属土砂に関するものでございまして、汚染土であっても適正に処理をされた場合は、安全であることを広く国民の方に理解していただくようなことが必要ではないかというご意見でございます。こちらにつきましては、資料3の28ページというところの下から6行目に④として、追記

させていただいておりますが、「関係者は、自然由来の重金属等を含む土砂等が適正に評価された安全性について、一般市民への理解促進を進めるべき」というものを加えております。適正に処理した場合は、もちろんなんですけど、処理がなくとも、実際に問題なのかを評価したうえでそのまま使っていくということもありますので、より広い意味で評価という表現でまとめたほうがいだろうと考え事務局案とさせていただいているところでございます。

それから資料2のNo.14でございますが、こちらは再使用、それから再生資材の利用というところでございます。こちらについて再生資材の利用促進を図るためということで、下水道の配管材料の基礎材として再生クラッシュランを使用することによって、地震時の液状化対策に有効となる、こういった具体的なものをどんどんやっていくべきではないかというようなご意見がございました。こちらについては方策、資料3のほうの37ページになりますが、今回、もともと再生クラッシュランが余剰しているというところで使っていくというところについて、再生骨材コンクリートの先進的な事例について書いていたのですが、よくよく考えますと、再生クラッシュラン自体をしっかりと使っていくということがまず大原則かと思直しまして、再生クラッシュランの使い方の1つとして、骨材として磨き上げたものを再生骨材コンクリートの中で使っていくという流れになるのかなと思いますので、こちらも再生クラッシュランの先進的な活用事例という形にさせていただいたらどうかというふうに考えているところでございます。

以上、No.14までのご意見をいただきまして、事務局として方策とりまとめを修正させていただいたものとなります。

次に資料2のほうの4ページからでございますが、ここからはご意見はありましたが、原案どおりとするものでございます。

No.15でございますが、こちらは、品目別の課題として、建設混合廃棄物の直接最終処分がされる要因としては、処分許可条件の中で地元の優先等の制約も関係しているのではないかなというようなご意見でございました。こちらにつきましては、今後、実際に建設副産物物流のモニタリングをしていく中で、実際にそういった要因がどうかということ、より詳しく調べていくという流れになってますので、現段階では、決めきれないのではないかなそういったことをやっていく中で明らかにされていくものではないか、というふうに考えているところでございます。

次にNo.16でございますが、目標値につきまして、最終処分量という絶対量も検討すべきではないかというご意見をいただきました。こちらにつきましては、目標値、今回、資料3のほうの16ページ、目標設定のあり方というところで書かせていただきましたが、基本的に今回、量ではなく率に統一していこうという考え方でございます。ここの部分の配慮としては、やはり絶対量につきましては、景気あるいは工事量の変動というものに左右されてしましまして、いわゆる施策の進捗、進めていったときの評価が正しくできないんじゃないかというふうに、われわれとしては考えておりまして、基本的には率で見てい

くという形、今回、建設混合廃棄物を絶対量から率に変更させていただいておりますが、このままの形にさせていただきたいというふうに考えております。

それからNo. 17につきましては、今回、先ほど目標値で設定しているもの以外で金属くず、あるいは廃プラ、あるいは石膏ボード、ガラス等々、こういったものについても目標設定をしていくべきではないかというご意見をいただきました。こちらにつきましては、その建設廃棄物全体の絶対量、排出量というのは約7300トンあるんですが、これに対して、金属くずが一番多くて89万、あと廃石膏ボード32万、廃プラ27万となっていました。今、目標設定しているものというのは数百万トンクラスの排出量なんですが、これに比べると排出量が少ないということもありまして、今まで排出量が大きなものを取り組んできているというところでございまして、まだ当面、排出量が大きな品目を引き続き取り組んでいくべきではないかというふうに考えておりまして、そういったものが目処が立ってから、その他についてもやっていくのかなということではないか、というふうに、われわれ考えているところでございます。

それからNo. 18～19でございますが、こちらは、今回新たに指標として取り入れようとしている建設混合廃棄物の排出率の定義の問題でございまして、分母からコンクリート、アスコン、それから汚泥を除外すべきではないかというご意見でございます。こちらにつきましては、まず、われわれがやっております実態調査の結果を見ますと、建設混合廃棄物の中には、コンガラあるいはアスガラも含まれているというような実態もございますので、これを除外することは不適切ではないかというふうに考えております。また、あと建設汚泥だけを抜くということは前回の委員会でもご意見はあったんですが、その影響というのは小さいものではないかというところで考えておりまして、建設廃棄物全体の排出量というものを分母にしていくべきではないかというふうに、事務局としては考えているところでございます。

それからNo. 20でございますが、こちらは建設混合廃棄物の指標でございますが、いわゆる混廃の排出率、先ほどNo. 18～19にあった意見でございますが、これと、いわゆる再資源化施設の中での再資源化・縮減率というところについて両方見ていくというのは、数字的には相反する関係があるのでちょっと不適切ではないかというご意見でございます。ここは確かにご意見そのものはもっともな部分もあるんですが、われわれとしては、建設工事現場から建設混合廃棄物が出るということをできるだけ抑制していくということも必要ですし、実際に再資源化施設の中で建設混合廃棄物がより再資源化されるという両面が必要だとわれわれは考えているので、今回は両方を見ていくという形にさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

それからNo. 21でございますが、こちらにつきましては、再生クラッシュランの用途範囲の拡大検討という部分を、もう少し書くべきじゃないかというところでございます。そもそも基本に立ち返って考えたんですけれども、右側の対応案のところでございますが、もともと再生クラッシュランにつきましては、われわれ資源有効活用促進法に関する省令

の中で、主に利用する用途としては路盤材ですとか基礎材ですとか、幾つか事例を示しておりますが、それ以外のものに使っていただくことについて、特にその用途や範囲を制限しているということにはございませんので、基本的には、先ほど1ページ前でもございましたが、いろんな使い方をどんどんしていただくと、それをどんどんと周知していくということで、より利用を広げていきたいというふうに考えているところでございます。

次のページにいただいていただきまして、資料2の表の5ページでございますが、No. 22というところで、重点施策の中でサーマルリサイクルのみが示されていて、バランスに欠けるという意見がございました。こちらについて、具体的に方策の中で言いますと、資料3の24ページでございますが、中段に(3)で、ほかの環境政策との総合的展開というのがございますが、ここに関する記述でございます。ただ、ここにつきましては、われわれサーマル、マテリアルというところは、従来からマテリアル優先で次にサーマルということはもともと申しております、今回ここで書かせていただいているのは、それが両方ともできずに単純焼却されているものについても熱回収をきちんとしていくことによって循環型社会の形成だけでなく、地球温暖化への対策にも資するところをねらっているものですので、ちょっとここは誤解という形かなというふうに考えているところでございます。

続きましてNo. 23でございます。こちらにつきましては、資料3の25ページのところにある、現場分別・施設搬出でございますが、こちらの優れた再資源化施設に対して搬出してこうという流れの中で、率の話とか再生資材の活用状況という形で原案を書いていたんですけども、そこに優れた選別技術を導入したということも追記すべきじゃないかというご意見がございました。こちらにつきましては、再資源化率を高める方法としては、技術をどんどん取り入れてやっていくというやり方もあれば、人手をかけてやるという形もあって、そこは特に、手段をこちらから規定する必要はないのではないかと、結果として、率が高い施設を優先して使っていくということが必要なのではないかと考えてございまして、この部分は原案どおりとさせていただいております。

それから次のNo. 24～25でございますが、具体的にこちらは、公共工事を発注する際の要件として、例えば混廃の排出率を設定する、あるいは、再生資材の利用率を設定していくという意見がございました。

こちらにつきましては、個々の工事でやっぱり現場状況がいろいろ異なるというところがありまして、契約事項として一律に設定することは難しいのではないかとというふうに考えておりまして、そこまで書くというのはちょっと厳しいかなというふうに思っているところでございます。

次のNo. 26でございますが、再生資材の利用徹底を要請する先は、発注者だけとすべきではないかという意見でございます。こちらについては、そもそも再生資材を使うというところについては、発注者が契約事項として規定する場合もあれば、受注者が創意工夫のもとに任意で使用される場合もあって、それらを総合的に推進することが一番必要で

はないかと、われわれとしては考えているところでございまして、発注者だけでという形にするのは不適切ではないかというふうに考えているところでございます。

資料2のほうをめぐっていただきまして6ページでございます。

No. 27～28でございますが、こちらにつきましては、建設汚泥の利用をより高めるために、例えば施工マニュアルや指針的なもの、それから特記仕様書などで利用を規定する、あるいは公共工事発注時にその要件を付けたらどうかというものでございます。こちらにつきましては、建設汚泥については、少し前になります、その再生利用を促進するためのガイドラインあるいはその利用基準というものを国土交通省として策定して、既に積極的利用を推進している最中でございます。そういった状況でございますことと、あと先ほどもありましたが、やはり個々の工事で現場状況も異なりますので、契約事項として一律というのは難しいのではないかというふうに考えているところでございます。

それからNo. 29でございますが、こちらにつきましては、建設工事における再生骨材の利用可能な資機材を活用すべきというような意見でございまして、こちらにつきましては、資機材が違うからといって再生骨材、そういったものの用途が限定されることは特にないのではないかと考えておりまして、こちらのほうは原案どおりとさせていただいております。

それからNo. 30でございますが、こちらにつきましては、自然由来の重金属関係でございまして、発生土の品質評価、あと試験結果の妥当性についてというところでございまして、こちらはそもそも、環境省告示ですとかJIS等に定められている試験方法あるいは土壤汚染対策法に基づいて適切に実施されているものというふうにわれわれとしては考えております。それから品質証明に関しましては、さきほども出てきましたが、搬出側が行うということを今回明記させていただいているというところで、これで十分ではないのかなというふうに考えているところでございます。

続きましてNo. 31でございますが、土のマッチングのところでございますが、このマッチングをやるというところについて、システム管理者が積極的にマッチングしていったらどうかというものでございます。こちらにつきましては、まず、排出者と、それから受け入れ側・利用側とで、個別調整をしていくというのが今の基本的な流れなんです、まずはこれがやっぱり重要だろうと考えておりますので、もちろんシステム管理者によるマッチングという部分も当然必要になってきて、今回そういう記載をさせていただいておりますが、そっちに軸足を置くという形ではないのではないかというふうに考えているところでございます。

続きましてNo. 32でございます。発生抑制絡みでございますが、長寿命化に加えて災害に強い社会インフラの構築ということが、建設副産物の発生抑制に通じるという書きぶりにしたらどうかということでございます。

こちらにつきましては、災害に強いインフラをつくるということは、より安全性を増すという形になってくるので、必ずしも建設副産物の発生抑制に通じるとは言いがたいので

はないかと考えておりました、こちらは原案どおりとさせていただきます。

続きまして、次の7ページに行っていただきまして、No. 33からでございます。No. 33～35というところは共通でございまして、こちら大都市部のほうで再生クラッシュランの需給バランスが崩れているというような流れの中で、その受け皿として、再生骨材コンクリートの普及、促進というものをもっとしっかりやっていくべきではないかというところがございます。こちらにつきましては、先ほどもあったんですが、いわゆる再生クラッシュランの需給バランスを是正するためには、まず再生クラッシュランの利用促進ということを図ることが先決だというふうに考えておりました、その利用状況をモニタリングして、利用が不十分なものに対しては利用を要請していくというようなやり方を今回考えてますので、そういった対応ではないかというふうに考えているところがございます。

ここまでが、特に1個1個説明させていただいたところでございます、以降8ページ目からは表現の是正とかなので、こちらは抜粋して、かいつまんで説明させていただきます。

まず資料2の8ページでございますが、No. 37については、品目毎の課題といたしまして、「再生クラッシュランは砕石（新材）よりも安価」という書きぶりをさせていただいたんですが、これは、運搬費等によっては実勢価格は安価にならない場合もございますので、少し表現を改めるべきではないかというご意見をいただきまして、右側でございますが、「クラッシュラン（新材）よりも安価（運搬費を除く）」ですとか、「ある場合が多い」という形で、少し表現を柔らかくさせていただいております。資料3の方策で言いますと、こちら16ページの上から2行目、3行目という辺りが該当いたします。

それからNo. 38でございます。こちら全般的なところでございまして、新たに取り組むべき重点方策が、かなりのボリュームで書いてありますが、この主語のところ、「民間も含めた事業者」という言い方をかなり使ってたんですが、ここで、発注者も含めた事業者という形で、発注者にすべきではないかというふうにご意見をいただきました。われわれとしては、事業者と書いたところには、そもそも発注者も含まれるという認識で書いてたんですが、ちょっとこれは分かりにくいのではないかというふうにも考えまして、表現としては「民間も含めた受発注者」、発注者と受注者の両方ですよという書き方にさせていただくという形で、表現の修正をさせていただいております。

ページ進みまして、9ページでございます。こちら代表的なものとしてNo. 41、サーマルリサイクルの推進によりマテリアルリサイクルが阻害されないということを追記すべきじゃないかというところがございます。こちら資料3の方策のほうの24ページでございますが、こちらのちょうど真ん中辺り、(3)のところから最初の文章2行でございますが、「従来からマテリアルリサイクルを優先し、それが困難な場合にはサーマルリサイクルという形で取り組んできている。」という形で、大原則という形で、それをもともと書いているというところがあるので、こちらをあえて表現を修正することはないので

はないかというふうに考えているところでございます。

それから飛んでいただきまして、下のほうのNo. 45でございます。こちらは、再生資材の利用促進、資料3で言いますと、27ページ辺りのところでございます。こちらの上から8行目ぐらいの黄色の部分でございまして、品目毎に適した需給バランスが構築できるように地域内でのバランスが崩れた際にはより広範なリサイクルが必要であると、そういった形で、いわゆる地域循環圏の構築等の整合性を図るべきではないかというところでございますが、こちらは、もともとこう書いている黄色のラインの部分の表現が、そういったことの趣旨を踏まえながら書いているというところで、あえて表現はなくても、ご意見で言われていることは、そういった趣旨も含めて書いている文章ですという形で説明させていただいております。

資料2のほうをめぐっていただきまして、10ページでございます。こちらNo. 47でございますが、こちら土の関係でございまして、いわゆる土捨て場あるいは土の処理・処分場などのストックヤードとかで管理しているシステムだとか、そういったところも、ちゃんと分かりやすくすべきじゃないかというところでございます。こちら資料3の方策の29ページでございますが、後段のほうに、5) 辺りから、そういった形で、ストックヤードですとか、そういったところの状況を確認するですとか、6) のとこでも、そういうことを書かさせていただいているというところで、基本的には、表現としては網羅できているのではないかというふうに考えているところでございます。

それから次のNo. 48の市場の育成というところで、やはり事業所毎にリサイクル推進管理者ですとか、あるいは講習会修了者の選任とか、そういったところにつきましてでございます。こちらについては、右側の対応のところを32ページというのを書かせていただいておりますが、例えば32ページの真ん中辺りの黄色のライン④というところで、リサイクルに関する講習会や研修会を引き続きやっていくべきとか、あるいは一番下の部分で、いわゆる解体工事業の適正な施工体制を確保していこうということを書かさせていただいておりますので、ここをやっていくという中で具体的にになっているかなというふうに考えているところでございます。

それから資料2の最後の4. の方策の外側での検討が必要という部分でございますが、11ページのところを説明させていただきますが、No. 52というところで、いわゆる電子マニフェストについて、電子帳簿的なものとか、システムを改良すべきじゃないか、あるいはその義務付けみたいなどころでございまして、これはいわゆる所管されている環境省のほうで、この観点だけではなくて、いろんな観点で総合的に検討を図っていくものではないかというふうに考えているところでございます。

それから飛んでいただきましてNo. 56でございますが、再生骨材コンクリートについて、建築基準法に明記すべきじゃないかということですが、これはこの方策でというより建築基準法に対する意見であって、この方策の中で具体的にどうするということを決めるような性質ではないのではないかと考えているところでございます。

3.、4. については、少しかいつまんで説明させていただきましたが、そのほかの意見について基本的には同様な対応をとらせていただいているところでございます。

資料3のように、今回修正をさせていただきました。説明はかいつまんだ部分もありますが、事務局からの説明は、ここまでにさせていただきました、先生方にこれらのご意見や対応案についてご議論いただければと思います。以上です

(嘉門委員長) はい。ただいま、前回委員会で一応了解をいただいた今回の建設リサイクル推進にかかわる方策とりまとめ案に対してパブコメの内容、これが58件あったということでございますが、その対応を踏まえて修正をいただいたということでもあります。

かなり表現が変わっているところ、あるいは章間で入れ替えたところとか、ちょっと用語を変えたようなところもございますが、基本的には、前回の委員会での了解事項を超えていないのではないかと私自身は思っておりますが、これが資料3、これは見え消し版でございますけれども、これが今回の検討におけるわれわれの委員会の方策案、最終案になりますので、事務局の対応の仕方も含めて少し見直したほうがいいのではないとか表現のニュアンスが違ふとか、そういうご意見があれば、委員の皆様方から、どこからでもけっこうでございますので、ご意見を伺いたいと思います。いつものように名札を立てていただければ幸いです。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

早速、米谷委員から出ましたので、どうぞ。

(米谷委員) ありがとうございます。

何点か、五、六点ほど申し上げたいと思っております。まず、基本的に資料2でお話しさせていただきましたが。

(嘉門委員長) けっこうですよ。資料2と3で拝見してます。

(米谷委員) 表のNo. 3で建設発生土の指標の件なんですけれども。本来出すものに対しての有効利用率ではないかということは、一番最初の計画が出た時点から、多くの方が多分思ってたことだったと思います。あくまで利用分の現場発生量という利用側の側面だけ見てきていたというのが何かきっと深い事情があるんだろうというふうには私は思っていたのですが、このパブコメの意見1つでコロッと変わって、本当に大丈夫なんだろうという点を確認をさせていただきたいと。

1つ懸念されるのは、ほかの品目でも再三申し上げておりますけれども、何をもって有効利用と言うのかということが、土についてもやはり、われわれ現場の感覚では残土処分という言葉を使っている、何がしかの利用はされているということはよくある。そういったものをどういうふうに分けるのかという辺りは、ちゃんと明確になっているのでしょうかという点を確認させていただきたいと思っております。

それから13番で、自然由来汚染に関しての対応案の部分で、主語が「関係者は」という形になっております、一般市民への理解推進を進めるべきということの主語ですけれども、私としては、これはぜひ「国は」という形にさせていただきたいと思っております。その場合の国というのが、どちらかといえば、環境省マターということにはなってしまうの

かもしれません。そうすると、国交省さんのペーパーとしては国とは書けないというご意思なのかもしれないんですけども、ぜひこれは、環境省を含めた国として積極的に行っていただきたいというふうに思っているところです。

それから18番、19番で、これは、何回か委員会の場合でも申し上げていることですが、前回私のほうからは、建設汚泥については少なくとも除外すべきということで話を申し上げましたけれども、その後日建連の副産物部会の中で、非常に多くの人からの意見として、コンクリート塊、アスコン塊、建設汚泥の3品目を分母に入れるのは明らかにおかしいという意見が非常に強く出ておりました。

右側のほうに、コンクリート塊、アスコン塊が混廃の中に含まれる部分もあるということが書かれています。それは、おそらくあるかとは思いますが、それを別に分子からも除けということを行うつもりは、全くございません。分子には当然、混合廃棄物として入っていますので、これらを含めたものが分子になります。

ただ、分母の中にコンクリート塊、アスコン塊、汚泥というのが入ってくるというのは、明らかに概念的におかしいと思っております。汚泥については、前回も申し上げましたとおり、混廃の中には混ざりようがないもの、それが、なぜ分母にだけ入ってくるのかというのは、明らかにおかしいと思います。

コンクリート塊、アスコン塊について分母に入れるべきではないというのは、非常にその発生量が多い。建設リサイクル法で、基本的にある一定規模以上の現場につきましては、これはもう分別することが法的に義務付けられています。法的に義務付けられていて、かつ再資源化率がもう極めて高いというものについてまでも分母に入れると、その攪乱要因というのは非常に大きくなってしまいうふうに考えています。

われわれ実務者は、社内のデータを扱う上で、常にこの3品目については非常に注意をしながら扱っております。そういった実務者としての経験上の意見として、この3品目は除くべきということ強く申し上げておりますので、もうこの段階では難しいのかとは思いますが、改めてこの意見は申し上げさせていただきたいと思っております。

それから33番、再生骨材コンクリートの普及促進に関する対応案のところ、先ほどのご説明を伺いますと、再生クラッシュランの1つの利用方法として再生骨材というのがあるよというようなご説明をいただきました。そういう意味であれば理解はできますが、今ここで示されている対応案の文章からいきますと、ちょっとその部分が読み取れないというふうに私は思いました。再生クラッシュランの需給バランスを是正するために、まず再生クラッシュランの利用促進を図ることが先行すべきでありという表現ですと、従来型の路盤材なり埋め戻し材なり敷き砂利なりとしての普通の再生クラッシュランの利用方法をもっと進めるべきだという文章に読めますので、できればここは、対応案の中身に再生骨材という言葉も入れて、先ほどおっしゃられたような意図が伝わる文面に直していただきたいと思っております。

あと今と似た話ですけども56番、こちら、再生骨材コンクリートについてのJ I

Sの話が出ております。私もあまりこの分野に詳しい立場ではないのですが、おそらくここで明記すべきと書かれているJ I Sというのが、リサイクル材のJ I S化がなされたそのJ I S番号のことだろうと思っております。

それが、せっかくJ I Sの上で再生骨材のJ I S化というのがなされたにもかかわらず、建築基準法がそれに追随した形をとっていないがために再生骨材が使えないという話は、実際に再生骨材を専門に研究している人間からも聞いております。これは再生骨材をリサイクルとして進めていく上での大きなネックになっていると思います。

今回の建設リサイクル法の見直しということにそのまま乗ってこないとは、おっしゃられましても、やはり国交省さん内の話ですので、少なくとも建築基準法を所轄されている部局にそういった話を出していただくなり、何がしかの対応というのは、ぜひお願いをしたいと思っております。

以上です。

(嘉門委員長) はい、ありがとうございました。

最後の件は、少しちょっと、このとりまとめ案とは不適切かもしれませんが、ちょっとこれは、今日は最終委員会でございますので、今のご意見の1つずつを少し対応と、ほかの委員の方のご意見も聞いた上で、どうするかというのを決めていく必要があるかなとは思っていますので。

4つぐらいあるんですけども、建設発生土にかかわる指標が、今、両側だけじゃなくて、全体の発生土に対する値に変えたんですけども、それについて何か問題ないかというようなご意見だと思いますけれども、これについては、ご意見ございますか。よろしいですか。

もし問題なければ、この状態で書いてもいいと思うんですが。利用だけでやっている、検査発生土の量が非常に多いので、それを利用をより進めるという意味で小さな値になるんですけど、もっとそれをどんどん高めていこうというのが今回の改正なんですけれども。

じゃあ、よろしければ、懸念がなければ、このままでいきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

(米谷委員) 国交省はないんですか。

(嘉門委員長) 事務局は、どうですか。

(事務局) 事務局としては、米谷先生がおっしゃるとおり、もともと利用側で見てきたという歴史はあるのですが、ほかの指標を見ていったときに、他はすべて搬出側かどうか、搬出したものがどれだけリサイクルされているか、有効利用されているかという指標で見ている面もあるので、今回こういった形で議論させていただきまして、その横並びをとるという意味もあるかと思っております。

実際には、今回、有効利用という部分は、建設工事の中でどれだけ有効利用が図られたかという形で、いわゆる現場内と工事間利用というものを今回有効利用という形にさせていただければと思うのですが、もちろん、それ以外の内陸受入れ地の中にも、建設工事ではないとしても、いろんな形で使われているのが実状かと思っております、そういった部分も、

これからもう少しよく見ていく必要があるだろうという意味もありますので、利用側から搬出側に改めるということを今回取り入れてもいいのではないかというふうに事務局では考えているところでございます。

(米谷委員) 利用というのを、かなり狭い概念でとらえられるということですね。そうしますと、今回、有効利用はどこまでと考えているのでしょうか。

(事務局) そこは、これまでの流れもあるので、今回は建設工事での有効利用でいいんじゃないかとも思うのですが、ただ、もちろん建設工事以外での有効利用というものも見ていくようにしつつ、ただ、そこまでの指標にしていくかどうかはまだ先の話で、今回そこまでしなくてもいいかなと思うんですが、そこも見ていくような構造にしていくべきかとは思っているところです。

(米谷委員) 分かりました、はい。

(嘉門委員長) 内陸埋め立てによく使われますね。

(米谷委員) そうですね。

(嘉門委員長) それが今のところ、利用にはなっていないはずなんですね。だから、その言い方がちょっとおかしいというご意見ですかね。

(米谷委員) いや、その辺りの整理がどのようになっていますか、整理がしっかりできていますかという心配です。

(嘉門委員長) 工事間利用がいかに進めるかということについては、全体の工事間利用量の中の建設発生土がこれまでのやり方ですね。これ全体の建設発生土の搬出量に対してどれだけ工事間に使われているのかというのが今回の目標値になるので、その言い方がいか悪いかのことなので、従来の利用の中には入っていない部分であることは確かなんですね。

(事務局) ちょっとよろしいですか。この資料3の14ページをちょっとご覧になって、この図なんですけれども、今の嘉門先生と重複しちゃうかもしれませんが、今までは、右側の搬入土砂量と現場内利用量を分母で見てたんですけれども、そうしますと、この下に来ている⑤と書いてある内陸受け入れっていう部分が分母もそれから分子も入らなくなってしまうと。

それで実際発生側、左側から見ますと、上の現場内利用量というのは右側の10番、10番同じなんですけれども、現場内で利用するもの、それから場外へ持ち出すもの、持ち出したもののうち、工事で使うもの、それから内陸受け入れ地へ持って行くもの、これらもトータルで分母に持ってきて、そのうち、実際に工事内の現場内とか、あるいは工事間利用にしたものなどを分子に持ってくるというほうが、努力する者にとって分かりやすいんじゃないかなという考え方でございます。

(米谷委員) その考え方については、当初から、こうすべきではないのかと思っていましたので、よく理解できます。

内陸受け入れ地については、すべて利用ではないという整理をされる、とりあえずそう

いう整理をされるということであれば、それはそれですっきりするかとは思いますが、いいかとも思います。

その工事については、造成工事など、残土受け入れが目的か工事が目的かという部分で、非常にほんのわずかな差という面もなきにしもあらずですので。ただ、大枠での考え方は分かりました。ありがとうございます。

(嘉門委員長) 微妙なところですね、今のところね。

それじゃあ、一応。

(佐藤委員) 今の点、よろしいですか。

(嘉門委員長) はい、どうぞ。

(佐藤委員) 今の点について、発生土の利用は、現実にはかなり内陸での受け入れというのは多いと思うんですね。それで、造成もありますし、それから採石場跡地みたいなどの埋め立てにも、非常に莫大な量が使われているんですね。それぞれの開発計画の中で残土を使いますというような申請を出して開発許可をもらって使っている例というのは、かなりあると思うんですね。そういうふうに関発許可の中で認められて利用されているものについては、有効利用だと私は思いますので。

むしろ、ストックヤードへの保管とか、そういう仮置きみたいな形でそれが大きくなるというのは、かなりの事故になっているんだと思うんですね。ですから、そこをもう少し今後統計をきちんと取って、受け入れ場所についての確認を工事の発注者、受注者がするというようなシステムにしていくということが妥当ではないかと思しますので、適正利用というのは、あんまり狭くすると、もうかえって国民には、それは全部不法投棄されているんだっていう誤解を与えてもいけないと思います。

(事務局) その点につきましては、今、分母じゃなくて分子のお話だと思いますので、今後、分子のところの取り方について、これからモニタリングとかの中でちゃんと取って、そしてパターンが1、2、3になるかもしれませんが、指標として見る、検討してもらいたいと思います。

(嘉門委員長) だから、そうすると、今回はこれで行くとしても、今後やはり情報システムをきちっと制度化、精緻化して、内陸受け入れ地の中身をより明確にした上で、どちら側に行くか、有効利用のほうに行くのか、あるいはそうでないのかということを明らかにすると。

だから、次回ぐらいは、また指標が変わってくるかもしれないけれども、今回はこれで行きましょうという、そういうのがいいのかなという理解なんですけれども、それでよろしいでしょうか。はい。

それで、次にどっち行きましょう。問題ありそうなのが建設混合廃棄物の件だと思いますが、村上さんも関係してます。ちょっといろいろ米谷さんのご意見が多いので、それも片付けないと進まないものですから、混廃の中身について、おっしゃるようにアスファルト、コンクリート、セメントコンクリートの塊はものすごい多いんですけれども、これに

については、今のご意見に対して、どのようにお答えされますかしら。

(事務局) ここについては非常に、前回の委員会でも米谷さんといろいろお話をさせていただいて、とらえ方の違いに多分なっているのかなと思っております。私ども事務局としては、今回ご説明したような対応案だと思っております。ただ、ここについては、ほかの先生方の意見もちょっと伺いながらご審議していただきたいと思っております。

(嘉門委員長) いかがでしょうか。混廃の中に分子にアスファルト塊、コンクリート塊は少ないだろうと思いますが、分母のほうにトータルのセメント、コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊を入れると、非常にその量が大きいので見えにくくなるんじゃないかなというご意見だと思うんですが、いかがでしょうか。

全体の中での混廃の量という意味では、分母に入っても問題ないかなと思って、この案で行ったらどうかというふうに言っているんですけど、いかがですかね。業界としては、なかなか難しいんですか。

はい。村上委員、どうぞ。

(村上委員) 混合廃棄物でも何でもそうなんですが、中間処分施設で出る残渣にしましても残土とは言えませんし、土とも言えませんし、ガラとも言えませんし。要は、混合されたものが入っているからですね。

混合されたものが入っていて、それがどうしても埋め立て処分に回るといった場合がありますので、これはもう、混合廃棄物の中には、それは当然コンクリートも分母に入ってしまうべきだと思いますがね。除きますと、ものすごく混合廃棄物の量が増えてしまうんですね。そこら辺は、どういうふうにお考えになるんですかね。

いわゆる廃棄物総量の中でという考え方とそれを除くという、廃棄物の中で混合廃棄物として分子には入れるけど分母には入れないというのは何かちょっとおかしいんじゃないですかねとは思います。

(嘉門委員長) いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(佐藤委員) 私は、米谷さんのおっしゃるとおりだと思います。もともとコンクリート塊、アスファルトとは分別されているものであり、基本的には、それをもう1回すべて分母に入ると、数字としては非常に変だなと思います。ですから、これは分母から除いたほうが、統計としては事実に近いと思います。

(嘉門委員長) はい、どうぞ。

(村上委員) もともと分別されているという考え方が分からないんですね、私は。もともと分別なんかされてませんので、分別をしたわけですね。その中でリサイクルをしたわけですから、リサイクル率が100%になっているわけでもなくて。分別はもともとされるんじゃないくて、廃棄物の中で特定建設資材になってますから、混ぜないようにしようということで分別していつているわけですね。だから、廃棄物総量の中に入っていないのはおかしいとは思いますがね。

(嘉門委員長) はい、事務局どうぞ。

(事務局) 私も村上委員のちょっと方向なんですけども。要は、例えばこの建物を壊しますと、そうすると、コンクリートのガラ、それから何かアスファルトのガラとかいろいろなもののガラがあります。それでこれが、志の高い方ですと、きちっと分けて、最後どうやってでも分けられないものが混廃になってくる。しかし、志が低い方ですと、いいやって言ってガチャガチャガチャガチャと、全部コンクリートとかアスファルトとか混ぜちゃって、それで混廃だというふうに出しちゃうわけです。後者のほうをなるべく抑えて、なるべく志の高い方向できちっと分けていただいて、どうしても分けられないものだけを中間処理施設へ持って行くというふうにはできないかなと。

そのために、やはり分母にもコンクリート塊の分を入れて分子に混廃、混合廃棄物を入れる、それをいかに少なくしていくかっていう、まず現場でいかに分別するかっていうことが大事じゃないかということを見るために、この指標というのは役立つのではないかなというふうに考えています。

(嘉門委員長) はい、ありがとうございます。

(米谷委員) 今の山内課長のお話は、現実として、そういう部分があるかもしれないんですけど、それは多分、建設リサイクル法違反の行為をやっている会社なんですね。そういう法が守られていないことを前提にした指標で考えるというのはいかななものかなというの1つにはあります。

それを言い始めると、じゃあ木材もというようなことにもなりかねないんですけど、やはり量が圧倒的に多いので、今お話に出たように、コンクリート塊にしても、アスコン塊はましてや明らかに工作物を取り壊したときに出てくるもので、今後そういった解体工事が増えれば増えるだけ、どんどんどんどん分母がすごく大きくなって、形上の指標として優秀な方向に行っているという方向に行くんですね。

われわれは、実務的、常に社内の目標などを考える場合に、そういう部分の変動をいかにして抑えて、真の姿に近いものをとらえるかという部分にかなり腐心をしているので、そういった部分が気になるということがあります。

コンクリート塊とアスコン塊についてはその2つですし、汚泥については、もうとにかく全く異質なものですので、それが分母に入るというのは、どう考えても筋が通らないとしか思えないという、ちょっと違う側面での意見を申し上げます。

(嘉門委員長) 今回の率ですけれども、前回までは、混合廃棄物の量を減らしていくと、総体を減らしていくと。今回は、大体減らしてはいるんですけども、建設廃棄物の量が増えると、やはり混合廃棄物の量もやっぱりそれなりに増えてくるので、その比率で今やろうとしているだけの話なので、基本線はそんなに変わってないので、今後、廃棄物全体を減らすという考え方は、もちろんそのとおりなんですけども、物事として全体の建設廃棄物の量が増えてくるので、混廃の量を減らすということが可能かどうかということから、今の指標に変わっただけの話なので、基本的には、そうこだわることはないのではないかと私、委員長が言うと、おかしな話なんですけど、どうかなとは思ってはいるんですけども。

(佐藤委員) どっちが厳しく見えるかということですね。

(嘉門委員長) いう問題。

(佐藤委員) 要するに、どちらのほうが、リサイクルを推進するという指標として適切か、つまりリサイクル率を推進するようにインセンティブが働くかということを見ると、分母を大きくすると、少しぐらい頑張っても、全然数値は動かないわけですね。

ですけども、分母が小さくなれば非常に数値が動くので、努力の成果がはっきりと分かるようになります。年度で比較した場合、分母が大きいと、努力しても全然数字は変わらないわけです。

だから私は、法律上はかなり分別が進んでいるものについては、それを分母から除いたほうが、建設業界にとって厳しい、努力のすればするほど数字が出るというふうになるんじゃないかなと思うんですけども。

(嘉門委員長) はい、村上委員、どうぞ。

(村上委員) 今のご意見は、ちょっと間違っていると私は思いますね。どちらが厳しく見えるかなんてことは問うているわけではないと思うんですね、別に。正しくは、総量の中で建設混合廃棄物がどの程度あるかというのを把握すべきであって、厳しく見るとか見えないとか、そんなことは論外だと私は思いますね。要は、総量の中でどれだけあるんですかと、混廃が。

そうならば、当然、汚泥もコンクリートガラもアスコンガラも当然入ってくるべきであって、その中で占める混合廃棄物の率というのは、現場分別でどんどん減らしていけるということなんですね。それが、コンクリートガラを当然、不法投棄の現場をご覧になると分かると思うんですが、コンクリートガラなんか、いっぱい捨てられてますよ。あれ現場で分別してないからですね。アスコンだって捨てられてますよ、不法投棄現場に。だから、それは当然、廃棄物の中に含めてしかるべきだと私は思いますね。

(嘉門委員長) はい。今2つご意見が出てきておりますけども、両方とも別にそう間違った意見ではないので、ちょっとこれは、もう委員長預かりぐらいにさせていただいて。

(米谷委員) 大塚先生のご意見があるようです。

(嘉門委員長) ありがとうございます。どうぞ。

(大塚委員) 別に大したことを申し上げるわけじゃないんですけど。

従来、建設混合廃棄物排出率として出してきたものとの継続性ということがあるので、今までのものはそのまま維持していただいていた方がいいと思うんですけども、それ以外に、関係者の方のご努力が、真剣にやってらっしゃる方のご努力がはっきり反映されるような指標を新しく作るのであれば、もう1つ別に作るということを検討いただければいかがかというふうに思います。

(米谷委員) そこまでのことは望んでおりませんので。あくまで、これに関しての意見で。

(嘉門委員長) 今回、値、値というか、指標が変わったのは、混廃の量、これだけが量

を目標値で出してたんですね。

しかし、建設がまた、業界がアベノミクス等も含めて活況を呈してくると、全体の廃棄物の総量が増えるので、混廃の目標値の設定ができないだろうということもあって、全体に対する率をそこで抑えましょうと、こうなっているので、従来の発生量に対する混廃の率に対して、今後の目標値の全体の発生量に対する混廃の発生量の率を上げないようにしましょうというのが今回の案なので、このままのほうが、従来の延長線側で決められると。そういうことがあって、今の値になっているんですね。だから、そういうご理解をしていただけたら。

(大塚委員) それはだから、それは維持していただいてもいいかと思うんですけども、何度も、別の提案もあるんだったら、両方やるという手もあるのかなって思います。

(嘉門委員長) はい。また、それはちょっと事務局と。

(崎田委員) すみません。

(嘉門委員長) 崎田さん、どうぞ。

(崎田委員) すみません。また少し違うことを言うのかもしれないのですが。

19ページのいわゆる建築混合廃棄物の例えば率で見るときの目標値等々書いてありますが、こういうのを見ながら、今いろいろなご意見を伺っていると、例えば率できちんと見ていくようにするということは、今後のことを考えれば、きちんと状況を把握できると。

しかし、私も率で見るということは流れとしてはいいと思うんですが、そうすると、混合廃棄物と再資源化率、縮減率との両方が目標が出てきたときに、再資源化率の目標というのを例えばもう少し高くする等して、何かそういうことで、業界の皆さんの積極的な取り組みをより進めるとか、何かそういう考え方はないのかなということもちょっと思いました。取り急ぎ参考意見です。よろしく願います。

(嘉門委員長) ありがとうございます。

その辺ちょっと米谷さんとも相談させていただいて決めたいと思いますが。

中村さん、何か関連。

(中村委員) けっこうです。新しい意見じゃないので。

(嘉門委員長) それじゃあ、ちょっとこれでだいぶ時間取ってしまいましたが、はい。

(崎田委員) ここの今の。違うところですが、見直しに関しての意見です。

(嘉門委員長) もちろん、ずっとまだこれから聞きますが。

(崎田委員) では、この後をお願いします。

(嘉門委員長) あと、まだ2つ3つあったと思いますけど、事務局のほうから何かお答えいただける点ありましたら、よろしく願います。

(事務局) あと、2番目にいただいたシステム運用のところ、関係者は、という記載についてNo. 13でしたか、国はと明記してはというご意見については、関係者の中に国も入っていますので、私の今の原案どおりでいいのではないかというふうに思っているところがございます。

それから、再生骨材コンクリートのNo. 33～35の部分につきましては、説明がくどくなるかなという部分もありまして、もう再生クラッシュランというところで言ってしまうてもいいのかなというのが事務局案でございました。

(嘉門委員長) その辺でいかがでしょうかね。はい。

(米谷委員) 変えていただけないということでしょうか。

(事務局) 事務局としては、原案でいいのかなというふうに思っているという趣旨でございます。

(米谷委員) あと、この文面だと、私と同じような見方をしてしまう人がけっこう多くないかなという点を憂慮しているんですね。再生骨材としての利用ではなくて、従来どおりのクラッシュランの使い方でもいいんだよと、とにかくそっちを進めるんだよ、再生骨材という新しい分野にはあまり目を向ける気がないよというメッセージというふうに読み取ってしまったんですよ。それを払拭するためには、再生骨材を含むとか、そういったごく簡単にちょっと加えていただけたら。

(事務局) おそらくニュアンスを少し、そこも含めてみたいなところを表現していくということだと思いますので、ちょっとその点は事務局として工夫する余地はあるかと思えます。

(米谷委員) ぜひ、お願いいたします。

(嘉門委員長) よろしく申し上げます。まだ何点かあったと思いますけれども、もうちょっと、一応以上ということにさせていただいて、ほか。

崎田委員、どうぞ。

(崎田委員) 全く違いますが。

(嘉門委員長) はい、違うので。

(崎田委員) よろしいですか。

(嘉門委員長) はい。

(崎田委員) 27ページのところなんですけど、パブリックコメントを踏まえて③ということで追記をさせていただいていますが、私、この追記をさせていただいていること自体は、方向性は賛成です。これは、民間を含めた受発注者が再生資材を利用しやすくなるための再生資材の品質基準やその保証方法を確立すべきということで、再生資材をしっかり使っていくというのは大変重要なことです。ですから、ここに特記していただいたということは大変いいことだと思います。

ただし、少し考えてみますと、例えば既にグリーン購入法に参加するために、いろいろな業界の方が再生資材を入れた建設関連物を造るなど、いろんな取り組みもあると思うので、これから新たなものを確立するというだけではなく、既にあるものを、どういうふうにこれから活用するとか、グリーン購入法の対応とか、そういう既にあるものをきちんと含めた上で考えていただいたほうがいいんじゃないかなというふうな感じもいたします。

ですから、それらをきちんと使うための情報の提供とか、そういうことも徹底するとい

うことも必要な視点なのではないかなと思いました。ご検討いただければありがたいかなと思います。

(嘉門委員長) どうでしょう。

(事務局) 今の点につきましては、おそらく、ほかのところでもあったかと思うんですが、既存で今までやっているものがあって、そこを十分生かしながらってという部分もちゃんとあるということだと思っております。これについては、事務局としては、そういう趣旨は表現している部分と表現していない部分はあるのですが、基本的に何でもかんでも新しいことをやるというスタンスではなくて、従来のものの延長上でうまくやっていくということが前提だとして考えてますので、そこは大丈夫じゃないかなというふうに思います。

(崎田委員) はい、分かりました。了解の上で考えておられるということであれば。

(嘉門委員長) じゃあ、織委員、どうぞ。

(織委員) 村上委員が、ずっと前から挙げてらっしゃるみたいですけども。

(嘉門委員長) まあまあ、どうぞ。

(織委員) 私、小さいところなんですけれども、こちらのパブリックコメントのほうの5、6、7の物流のモニタリング強化のところのご意見を受けて、データ入力者に過度な負担がかからないように配慮しつつ、こちらで言うと22ページになっているんですね。あと22ページと29ページのところで、データ入力者に過度な負担がかからないようにするというこの1文なんですけども、政策をしていく上で過度な負担がかからないようにしていくのは、それはもう当然のことですので、こういう言い方じゃなくて、より合理的な入力が可能になるように配慮するとか、合理的なという言い方のほうがよろしいのではないかなというふうに思うところがございます。

(村上委員) その件で。

(嘉門委員長) どうぞ。

(村上委員) 過度な負担にならないようにというのは、私もだいぶ言ったと思いますので、その件で、ちょっとお話なんですけども。

これは別に、残土自体がデータ化をされるべき状態に現在ないんですね。そういったようなものを、法的根拠もなくデータを作れというふうなご指示があると、どうやってやるんですかと、どういう書式でやるんですか、それはどこまで守らなきゃいけない義務があるんですかっていうようなことになります。法制化しないと、とても大変なことになるので、そんなに法改正までして、もしくは残土を産業廃棄物の中に含めてまでやるようなことではないと思いますので、やるならやるでけっこうなんですけども、それは、あまり負担がかからないようにしていただければいいのかなというイメージを、私はだいぶ述べたつもりでいます。だから、こういうふうに書かれていると、その辺の意をくんでいただけたのかなというふうに私は思ったんですね。だから、ちょっと違うかもしれません。

(織委員) 具体的に既存のデータを利用しながらやるっていうのは、全然それはもうオーケーですし、もちろんデータ入力者に過度な負担がかからないようにするっていう趣旨

自体は、もうすごくウェルカムというか、あれなんですけれども。

ただ、施策自体が、もともと誰かに過度な負担をかけてやるようなものではないので、やっぱりちょっと言葉的に、過度な負担をかけないようにというのは、一般的にはちょっと引っかかる、正直な話で言うと。むしろ合理的な手法を目指してとか、そういうほうがすっきりはしますけど、特に思い入れがあるということであられるのであれば、そこは、それほどこだわるものではないのですが、ちょっと違和感を覚えたというご指摘します。

(嘉門委員長) 事務局お願いします。

(事務局) ありがとうございます。今回パブリックコメントの意見の中で、「過度な負担」という言い方は具体的に2つほど出てきておりますので、そういった意味もあって、その表現をそのまま生かしているというところが、まずあります。一方で、織先生が言われたように、合理的にやっていくというのも必要だ、過度な負担と合理的ということは両方とも書くというやり方もあるかなとは思いました。折衷案的な言い方で申し訳ございません。

(大塚委員) それはちょっとやめたほうがいいですね。それが二重になるので、どちらかですらうお願いします。

(嘉門委員長) 趣旨が、今、COBRISとかCREDASとかJACICとか、いろいろあるので、それをどう整理するかは、これからの課題ですけれども、そこで過度な負担にというような形になっているかなというふうにご意見を。

(織委員) そこは重々承知した上で。でも、業界の方がやっぱりこういうふうに書いてもらったほうが、より意をくんでもらうっていうのは、それはそれでいいのかもしれないんですが、とりあえずコメントとしては述べさせていただきました。

(嘉門委員長) では村上委員、ずっとお待たせしました、どうぞ。

(村上委員) 今まで、ちょっと私の言いたいところとは違うんですが、表の42番、それと、こちらの資料3の25ページでございますが、その真ん中辺りで、「優良な施設へ搬出を図ることが」という優良ってなってますね、適正が優良に変わっていると。

ここで言う優良というのは、優良認定を受けた業者という意味なんですかというふに取る方もいると思うんですね。優良というのは、何を基準に優良というかと、とっても不明確ですね。産業廃棄物処理法でも何でもそうなんですが、適正に処理するということは、法的要件さえ整っていれば適正に処理しているんですね。優良というのは、リサイクル率の高いところというイメージなんですか。それとも優良認定業者なんですか。その辺になると、分かりづらい言葉遣いなので、私は適正なら適正でいいと思いますね。優良認定を受けている業者は、とっても少ないわけですから、そこに誤解を呼ぶような書きぶり、あまりよろしくないのではないかなというふうに思います。

以上です。

(事務局) 資料3の26ページの下の方、4)のところ、今回優良な再資源化施設ではというところは、今回施設の中での再資源化・縮減率が高く、優れているといったところに主眼を置いて、いわゆる環境省のほうでやっている優良認定制度と必ずしもマ

ッチしてない部分があるのは事実でございまして、ここをどういうふうに詰めていくかというの、まだ正直、これから具体化していく中で決めていくしかないかと思っております。ただ、われわれとしては、縮減と再資源化を頑張っている施設を積極的に使っていくということは、建設副産物のリサイクルをきちんと回していく意味では一番大事なことではないかというふうに考えてございまして、この数字がどうかというところを中心という考え方で進めていけたらいいなというふうに思っているところでございます。

(嘉門委員長) なかなかそこ、誤解があるということですか。

(村上委員) 何が優良かというのがとっても不明確だから、じゃあ、再資源化率が何%以上だったら優良なのか、優良じゃないのか、分かんないんですね。それを判断するのは、発注者側であるわれわれなんだろうが、その判断基準がないのに、優良なのに発注していないというようなご指摘を受ける場合もあるかもしれませんし。

それよりも、やはり法に基づいて適正に処理をされている方に発注するというのであれば、そちらのほうが正しいんじゃないかなというふうに私は思いますね。適正に処理している方は優良業者だと、私は思うんですね。適正に処理しているんですから、当然。不適正な方はいっぱいいるわけだから、その意味ではね。

だから優良、優良じゃないという線引きのこれは非常に困難なところをあまりおっしゃられると、言われる側もとっても分からないと。そこら辺を突き詰めて言うつもりはないんですが、お考えいただければというふうに思います。

(三本委員) その件なんですけども、「適正」という言葉は非常に聞こえがいいんですけども、それではやっぱり、よりリサイクルを進めていくためのインセンティブにならないと思いますので、「優良」でいいと思います。

ただし、優良な判断基準というのは確かに大事なものですから、それについては評価制度を新たに設けるとか、何か入れていただければ一番いいと思いますね、はい。

(織委員) ちょっと質問よろしいですか。

(嘉門委員長) どうぞ。関連して。

(織委員) 関連して。今の話、優良事業者って、非常に重要な問題だと思うんですね。

私は、村上委員のご意見に賛成です。優良っていう基準がない以上、優良っていう言葉を使われれば、それはすごい混乱すると思います。

三木さんのおっしゃっているのは、今後の話としては、それはありだと思うんですね。優良事業者を認定していく制度を作って。

でも、今ない段階で、何をもって優良っていう基準がないというのは、日本語としては何となく分かりますけれども、ちょっと基準がない以上、それは言葉としてはどうかなという気はいたします。

(事務局) 一応ここでは、今、基準とかがないというのは、そのとおりなんです、事実として。

それで、先ほど26ページの4)にあるとおり、これから基準を作り、そして、そのも

とで、優良ももしかしたらグレードがあるかもしれません。三つ星とか二つ星とか。そういったものをこれから把握し、そして公表するということが念頭にあって、その中で優良な施設に出すようにしていきましようっていうふうに、ここは原案は書かせていただきました。

(三本委員) 大賛成ですね。

(織委員) ここでリンクがあるっていうことなんですね。ここで、将来的にこれをやるっていうのが近い将来あるということのリンクを前提にして、ここにあるっていう。

(事務局) ええ。そういうことをやっていくべきではないかという提言をいただけたらどうかなというふうに、ちょっと原案は作らせていただいたという意味です。

(嘉門委員長) そうすると何か、そういう方向を書き込まないといけない。

(織委員) そうですね。

(嘉門委員長) だから、今のままでは、ちょっと不足ですね。ちょっと原案をお願いして、ここへ追加いただくことをやりましょうか。

(事務局) おそらくニュアンスとしましては、優良施設は何かというところの定義をきちんと決めた上で、こういうことをやっていこうという書きぶりになるのかなと思います。あと意見は、先ほど適正なという言い方をされてたと思うんですが、適正はイコール法令遵守という意味あいになると思いますので、やはり適正と優良は、少し意味合いが違うのかなというふうに私は思います。

(村上委員) 要は、国語の辞書を引いたら、こう書いてあるなんていう話はどっちでもよくて、優良のほうが適正より上位でしょって言ったら、上位って感じますよ、確かに、適正より優良なんだから。

だけど、適正の基準というのは法令遵守というのは間違いなくあって、優良は優良認定があって、優良認定ではないとおっしゃっているわけですね。国土交通省的には、優良認定業者ではないとおっしゃっているわけだから、意味不明なんですね、要するに。

だから、意味不明な部分で優良、優良って言葉の遊びのようなことをしますと、何をもって、だから、リサイクル率、再資源化率85%は優良だけど、84%は優良でないのか。もしくは90%を超えている業者でも、優良ではない業者もいますよね。業者として優良じゃない、再資源化をしているけど優良じゃない業者っているんですね、業者には。

だから、そういうことを言うと、すぐ優良っていうのは、リサイクル率がいいから優良なんじゃないと思うんです。優良というのは、中間処分業者であり、最終処分業者であり、収集運搬業者でもあるし、元請業者もそうなんです、こういった廃棄物処理、再資源化に対して前向きな取り組みを行っている方が優良なのであって、数値で優良ではないと思いますよ、今の段階では。数値が明示されれば、これをもって優良とするということは言っていたとしてもけっこうなんですね。だから、前向きに取り組むとか、そういった言い方でよろしいじゃないですかと思います。

(嘉門委員長) 関連して。

(崎田委員) 関連ですけれども。今のやり取りを伺いながら、私は地方自治体の、いわゆる東京都の廃棄物審議会の委員を10年程担っておりましたが、そこでは、できるだけ、きちんと事業者さんの優良品性を確保して適正処理を進めるというのは、やはりすごく大事なことで、優良事業者制度というのを作ってやってきました。

そういったことを考えれば、今、都道府県において、こういう制度をきちんと作ってやろうとしているところが大変多いというふうには感じております。

ですから、そういうものをより応援し発展させる意味で、ここをちゃんと使っているという意味であれば、それが分かるように書き込んでいただくのがいいのではないかなというふうに感じました。かなりそういう動きは社会にあると感じておりますので、よろしくをお願いします。

(嘉門委員長) よろしいでしょうか。

(事務局) ありがとうございます。

いずれにしても、きちんと定義をしようということだと思いますので、それを書きます、はい。

(村上委員) お願いします。

(嘉門委員長) それじゃあ、富田委員、お願いします。

(富田委員) ありがとうございます。

最終案ということで、前回もちょっと意見申し上げたんですが、言葉の使い方なのかもしれませんが、主体のところでは国と行政との関係なんですけど、例えば35ページ、36ページ辺りで、35ページだと、①国は、②行政は、③国は、④行政はってなってます。それから36ページでも、2、3は行政はになって、④が国はになってますけど、この定義がもし何かあるのであれば、国って何なんだろうかとこの定義しないと、みんなこれ例えば行政って書いてても、素直に読めるんですけども、書き分ける意味があるとするれば、書き分ける意味をどっかで定義しないと、読んでてちょっと違和感を感じるので、地方自治体も行政なので、そこら辺ちょっとご意見を伺いたいんですが。

(事務局) まず国と行政の書き分けなんですけど、行政というのは、国及び地方自治体という意味合いでございます。

特に国のほうが全国的にやったほうがいだろうと思われるものは国、あるいは、国と地方同じような取り組みをしないといけない、あるいは、むしろ地方のほうが強いものというのが今回行政という書き方をさせていただくという形で、一応主語のほうは使い分けをしている状況でございます。

(富田委員) 言葉だけ見ると、ちょっとそういうふうには取れないんで、もし、そういう趣旨で使われるのであれば、ここで言う国とはとか、ここで言う行政とはというふうにごどこかでコメントしていただかないと、読んでてちょっと違和感を感じるもんですから、お願いしたいと思います。

(事務局) 分かりました。おそらく行政の意味合いをきちんと書くということだと思います。

ますので、一番最初のところで、行政とは国及び地方自治体なんだというふうに書いてしまおうか、あるいは、もう少しきちんと書いたほうがいいのか、ちょっとそこはやり方が2つあるかなと思いますが、そこはちょっと事務局のほうで工夫はさせていただきます。

(富田委員) はい、よろしくお願いします。

(織委員) すみません、ちょっと言葉の問題なんで、よろしいですか。

(嘉門委員長) はい、どうぞ。

(織委員) 公共団体も含んでるっていう意味ですか。

(事務局) そうです、はい。

(織委員) そのこのところをちょっと。今のお話だと、国及び地方自治体だけみたいな形に聞こえるので、もし行政の定義をなさるんでしたら、正確にお願いしたいと思います。

(事務局) 行政とは国、地方公共団体の中に都道府県と市町村があつて、それを総称して行政というふうに言っております。

(織委員) その他公共団体も含むという意味ですか。

(事務局) その他公共団体と言いますと。

(織委員) 普通、行政と言われた定義は、国、地方自治体、その他公共団体を含むなので、もし国・地方自治体だけのつもりであるならば、ここは逆に行政という言葉を使わないで国・地方自治体というほうが、一般的にも分かりやすいと思います。あえて、行政っていうのを、公共団体も含めて使いたいなら別ですけど、そうじゃなくて国と自治体だけのことを考えてらっしゃるんでしたら、国・自治体のほうが、一般の方にも分かりやすいのではないかなというふうに思います。

(事務局) 今、織先生がおっしゃっているのは。

(嘉門委員長) 公共団体って何ですか。

(事務局) 地方公共団体という。

(織委員) その他の、はい。

(事務局) 地方公共団体という言い方をすると、都道府県と市町村以外にも公共事業を扱っている団体があるので、そこも含まれますよということを言われているんですね。

(織委員) そうです。そういうふうになってしまうので。

(事務局) 地方公共団体と地方自治体という言葉の使い分けを気をつけてくださいということですかね。

(織委員) そうですね。もし、そのほうが一般の方には逆に分かりやすいんじゃないですかっていう話なんです。行政という言葉をあえてここで使わないで、国・自治体なり地方公共団体でもいいんですけども、そのほうが一般の方には分かりやすいのではないかなという気がしますけど。何かそこにこだわりがあるなら、別ですけど。

(事務局) ちょっとすみません。分からないまま過ごすとまずいんで、ちょっと確認させていただきます。

要は、国じゃない、地方自治体じゃない、その他公共団体というのは、例えば独立行政法人とかいうことをおっしゃっているんですか。

(織委員) そう、ものとか、そういうものを含めて入れて使いたいのかなっていうことなんですけど。それを入れて使いたいのなら、もちろん行政という言葉が使われていいと思うんですけども、そうじゃなくて、念頭に置いてあるのは、あくまでも国と地方公共団体、あるいは地方自治体を念頭に置いてらっしゃるんだったら、それはむしろ、そういうふうにしたほうがいいんじゃないですかという。だから、そこの念頭に置いてらっしゃる主体が行政機関としてどこまで考えてらっしゃるのかということが、行政っていう言葉を入れてしまうと、やっぱり正確に定義しなくちゃいけなくなってくるんですけども、今のやり取りを聞いてみると、もうちょっと単純に、国と地方公共団体をイメージしているだけなのかなというふうに思ったんですけども。

(事務局) 例えば36ページ、先ほど富田委員からご指摘的があった、例えば③番で、中ほど、行政はっていうところで始まるのがありますけれども、飛散性石綿含有うんぬんってありますけども、この徹底を行うべきといったときに、じゃあ、いろいろ事業を行っているような独法、例えば高速道路会社とか水機構とかありますけれども、そういったところは排除すべきかっていうふうに言われちゃうと、多分入っているんじゃないかなという気がいたしますので。

(織委員) そう思って使ってらっしゃるなら、それはそれでかまわないんです、全然。そう思って使ってらっしゃるんだったら、それはそれでかまわないと思います。

そしたら、最初のところのさっき話が出たように、定義のところでも明確にさせていただければ。

(嘉門委員長) 行政のページね。

(織委員) はい。

(嘉門委員長) はい、ありがとうございました。

佐藤委員。

(佐藤委員) すみません。ちょっとどういうふうに、どこを変えるというのがうまく言えないのですが、あえて言えば、関係者の連携強化、30ページのところなんです。建設リサイクルに関連する関係者で重要なのは、私は法律的には、やっぱり元請と下請が連携して現場でいろいろな分別やその他の排出までの管理をされているんだと思います。

しかし、前回の廃棄物処理法の改正で、元請だけが排出事業者だっとなってしまったので、下請と元請が連携して現場内利用をすとか縮減をするっていうことについて、現場では混乱があるように聞いています。

たとえば、先日、環境省で、現場内の移動式破砕機について通知が出たんですけども、元請と下請が、ある意味で人を交代しながら移動式破砕機を使うときに、それは自ら処理なのか委託処理なのかとか、とても分かりにくい状況があるんですね。

それで私としては、工事の現場で行われる廃棄物の搬出前分別や削減、あるいは現場内

利用っていうのについては、もともとは元請と下請が連携して現場で行っていることなので、排出事業者が元請だから、下請は手伝ってはいけないなんてことはないと思います。

工事現場の中で元請と下請が協力するのは当たり前のことなので、そういう気持ちを込めて、31ページの施工者というところに括弧して元請と下請とかというふうに、施工するのは元請と下請が連携してある意味で行っているというような気持ちを、もうちょっとここで含めていただけたらなと。

それから、国交省として、工事現場の中で元請と下請が協力して行うことについては、関係当事者として一体として自ら処理とみなすというような扱いを認めてもらうようにしていただいたら、現場内での分別や再利用を促進するのではないかと思います。

以上です。

(嘉門委員長) 事務局からは、何かありますか。今関連して、はい、どうぞ。

(村上委員) 現場内での元下関係のことをおっしゃっているんですが、現場内で下請にやらせてもいいんだというような考え方を認めましょうってことになると、元請が強者の立場で下請にやれという指示をして、下請がいやが応でもやらなきゃならないというようなことも起こり得るんですね、世の中では。だから、施工者はって言っていると含まれてますから、全部、その中で解決していけばよくて。元下で共同してやれって言うと、共同の範疇だから、おまえはやれってというような指示を出さないとも限らないんです、元請が。そういうことはあるんですよ、中には、現実の建築現場では。今までもあるし、これからもあるでしょうけどね。

そういう意味では、そういうことをあまり明確に書いて、現場内で下請もやってもいいんですってというようなことは言わないほうがいい。21条の中でもちゃんと書いてありますけど、現場内での産業廃棄物の保管ですとか片付けですとか、そういったものは下請がやってくださいよってというようなことも書いてあるんですね。明記してあるんですね。そういう意味では、処理・処分まで現場内でやることに関してまで下請にやらせるというふうなことは、あまり望ましくない。それも、よほど大きな会社で現場でのクラッシュラン、現場でのガラパゴスのようなものを使う現場というのは、非常に限定されてますので、それだったら現場利用のためのそういった利用しますっていうこと、届出を出せばできるようになっておりますので、それを、届出をきちんとお出しになって、そういった処分を場内でやればいいというふうに私は思います。

以上です。

(嘉門委員長) 関係者の連携強化ということなんですけど、要は、これは前の時から出ているお話なんで、そこで変に今、元下関係が入り込むのは、今、佐藤委員の本意でもないだろうと思いますから、この程度でいいんじゃないかと思えますけどね。どうでしょう。

それじゃあ、出野委員。

(出野委員) 解体連合会の出野でございます。何を今更ってという感じなので、ちょっと話しにくいんですけど、2点ほど、確認とお願いを申し上げます。

資料3のほうをお願いします。1つ言葉の使い方の質問というか確認なんですけども、再生クラッシュランってあちこち出てきますけれども、これ再生砕石品、あるいは粒度調整再生砕石、そこらあたりをきちっと区分をした上でお使いになっているかどうかという確認をちょっとしたいと。粒度調整をした再生砕石は例えば廃棄物ではないとか、粒度調整をしてないクラッシュランは廃棄物であるとか、ちょっと微妙なところがありますので、そこら辺りの言葉の使い方を、ちょっと確認をさせていただきたいというのが1点です。

もう1点は34ページなんですけど、34ページの下のほうの(7)番で、現場分別とあります。その1行目に関係者の意識の低さとあるんで、ちょっと言いづらいんですけども、確かにそういうことはあるかと思えますけれども、それは改めるために35ページの上のほう①から4番まで、国・行政はこういうことをやりましょうというのが書いてあるんですけども、この中身を特定建設資材とそれ以外と、もうちょっと切り分けて表現していただければありがたいなと。特定建設資材は、これは法律で義務付けられていますから、これは必ずやらなければいけないと、そのためのマニュアルはこれだと。特定建設資材以外のものについては、これは努力義務であると、別に罰則はないということなんで、そこら辺りはどういう位置づけといたしますか、どういう切り分けになっているのか、ちょっとここら辺りの表現を切り分けていただければありがたいなと。どっちも一緒でもかまわないかもしれないですけど、あるかもしれませんけども、そういう気がしますので、そこら辺りはちょっとお願いをしておきます。この2点です。

(嘉門委員長) はい、ありがとうございます。いかがですか。

(事務局) 1つ目のほうの再生クラッシュランにつきましては、けっこう今まで「再生砕石」という言い方をしてたんですが、世の中の言葉の普及具合を見ますと、「再生クラッシュラン」という言い方が一般的に多くなっているというふうに見ておまして、そういう用語で統一していこうというのが趣旨で、今回、再生クラッシュランという表現を使っております。また、再生クラッシュランは、基本的には再生資材化されているものですので、もうその時点では既に廃棄物ではなくなっているという意味合いで、今回書かさせていただいている次第でございます。

それから2点目の部分は、すみません、正直、今お話を伺って、そうだなというふうにした部分もあるんですが、じゃあ、どう書いていいのかわかる、正直私も今、答えがなかったんで、もうちょっと具体的に言っていただけると、ありがたいんですけども。

(出野委員) これは具体的なような案は、申し訳ないんですけど、ないんですけども、結論的に言えば、ちょっと切り分けていただければ、そういう表現にさせていただければありがたいと。抽象的な発言で申し訳ないです。

要するに、特定建設資材は必ずやれという表現ですね。それ以外の品目については、例えば③の国は小口化、多品目化されたってありますけれども、特定建設資材でなければ、無理やりやる必要はないと、極端に言えば、そういうことなんで、そこら辺りを何かうまい表現がないのかなという意見です。じゃあ、全部義務付けて特定建材にしちゃうという

ところでももちろんいいんですけども、それはあれでしょうから。例えば一番問題になっているのは石膏ボード辺りですね。そこら辺りを一番グレーなところなんですけども、どういう位置づけにするか、必ずやれというのか、できるだけやってくださいというのか。

(嘉門委員長) 村上委員は、今の件ですね。

(村上委員) はい。出野さんおっしゃるとおり、そのとおりだと思うんですが、ここに今例として挙げられているのは、非飛散性石綿含有建材とかC C A処理木材って書いてあるんですが、これは、いわゆるリサイクルの特定建設資材の付着物に係る部分がちょっと書いてあるんですね。どうせ書くなら全部書けばいいと思いますね。

付着物というのは、さっき出野さんがおっしゃったように石膏ボードとか。石膏ボードは解体技術指針も出野さんなんかもご一緒に作ったことがあります。そういう中では、石膏ボードの取り方はこうしましょうというのも作ってます。そういうのを明確に書いていただいて、そういうのは全解工連さんでも作ってます。住団連も、私どもも作ってますけど、建築学会でも技術指針作ってます。そういった技術指針に基づいてとか、一番法的に信頼性高い言ったら建築学会の、出野さんもご一緒に作ったと思うんですが、そういったものを参考にさせていただければいいのかなと思います。

例示するにしても、足りない、これだけでいいのみたいになりますから、付着物とは何かというのから始まっていると思いますので、付着物というのを網羅されてもいいかなと、リサイクルを阻害するものであろうとは思いますがね。そういったことだと思います。

以上です。

(事務局) 今出野先生のおっしゃる35ページの③、36ページの③もそうですけど、ここ言いたいことは、先進事例を把握して周知するということと言いたい部分でございます。その先進事例というものの1つの例示というのをどこに書くかというご議論だと思います。

確かに偏っているというのはよくないと思いますので、そこら辺はバランスを見ながら、ちょっと相談させていただきたいと思います。

(嘉門委員長) はい。そろそろ3時、今日は3時に終わるつもりなんですけども、はい、今杉山委員から声がありましたから、どうぞ。

(杉山委員) すみません。本文について変をお願いするわけではなくて、ちょっと最近の新聞、ニュースで気になったものですから、事務局のお考えとかをお聞かせいただければと思ひまして質問させていただきます。

関連しそうなところといえば、37ページの真ん中辺りに、「災害廃棄物由来の再生資材についても、利用を促進していくべきである。」というふうに書かれてまして、これはこのとおりで異存があるわけではありません。今月23日の神奈川新聞の記事に「下水汚泥焼却灰の一部を業者へ試験搬出、埋め立て計画凍結の横浜市」ということが載っています。下水汚泥焼却灰の中に放射性物質が含まれているということで、なかなか反対があつて、埋

め立て計画が凍結されていると。民間業者に焼却灰の一部を建設資材の原料として搬出し始めたことが22日に分かったというような新聞記事です。それは要するに埋め立てしようと思っても、なかなか周辺の反対とかいろいろあって埋め立てできない。そこで、建設資材として使えないかということで民間業者のほうに行っているというようなことが、新聞報道されていました。

埋め立てできないから建設資材というのは、何か非常に本末転倒な話だと思います。建設資材というと、何でも入れられるのではないかというような誤解があるのではないかと心配しております。こういう問題に対してどういうふうに対処されていかれるのかということをお考えをお聞かせいただければと思ひまして、質問させていただきました。

(嘉門委員長) はい、どうぞ。

(事務局) 建設資材だから何もかも入れられるというのは、それはありえないことだと思っております。今回リサイクルの話でございます。リサイクルは、まずは有効活用しようということでございます。

しかし、例えば何らかの毒物が入っているですとか、あるいは、この扱いがある特定の法律とかに抵触して、扱いが違法状態にあるというようなことも状況として出てくるわけですね。

それで、毒物とか違法状態というようなことにつきましては、おのこの法体系、法令がございますので、そこでしっかり対応していくべきものだというふうに思っております。

一方、私どもの事務局として今、メインテーマとして扱ってましますのは、違法状態であるものはちょっと除いて、それを単に最終処分場に持ち込んで全部ごみとして扱うのではなく、いかに有効にリサイクルしながら新しい社会に役に立つものにしていくかということが、このメインテーマだと思っております。そのことについて、今回こういった案というのをまとめておまして、いかに有効活用するかという話と、それからいかに違法状態なものをきちっと処理していくかという話は、ちょっと分けていかなきゃいけないのかなというふうに思っております。

(嘉門委員長) もうほとんど時間がなくなってまいりましたが。

今日は、パブコメを受けてとりまとめ案の修正をしたものについて、委員の皆様方に見ていただいて、ご意見をいただいたということで。大塚さん、ごめんなさい、気がつかなかった、はい。

(大塚委員) ちょっと、そんな大したことじゃないのですみませんが、自然由来の重金属等含む土砂等の問題ですが、先ほどパブリックコメントとの関係で、28ページの④のところを追加されたんですけども、前からあった36ページの9の適正処理の④のところにも、自然由来の重金属等を含む土砂等の取扱いというのがございますが、この2つの関係ですけども、28ページと36ページの関係ですが、私の理解では、36ページのほうは引き続き取り組むべき方策ということで、どちらかというとなら28ページのほうが重点的な扱いを受けているのかなというふうにちょっと考えているのですが、28ページのほうで、

自然由来の重金属等を含む土砂等が適正に評価された安全性について、一般市民の理解促進を進めるべきということでは、これ適正に評価されることが前提になっていると思うんですけども、評価手法についての普及促進の問題が36ページのほうに出てきてしまっているんで、普及促進しないと、多分、安全性についても評価できないものですから、むしろ36ページに書いてある普及促進の話のほうが、28ページのほうにも書いていただきたいことなんじゃないかなというふうにちょっと思いましたけれども、この辺はどういうふうに考えればよろしいでしょうか。

(事務局) ここはちょっと機械的な説明になってしまうかもしれませんが、基本的に今回4.のほうでまとめさせていただいたのは、前回の国交省の建設リサイクル推進計画2008という中にある施策で引き続き取り組んでいこうというものについては4.、それから今回の議論の中で新たにやっっていこうというものは3.と書き分けております。

ただ一方で、4.の部分でこういった評価手法、評価マニュアルといったものを過去われわれの方で作らせていただいているんですが、そこについて引き続き普及促進を図りつつ、状況によっては見直しをするという従来型の部分と、3章のほうで書いている28ページのほうは、やはりそういったものに対する理解が広まっていない。やはり、もともと有害物質とか、重金属が入ったということ、どうしても現場的には周りの方々の理解が得にくいという点について、懸念がかなり声として現場のほうで出ている部分があるので、その部分について、もう少し国全体として理解を深めていくという部分が必要ではないかというふうに考えて、関係者が一様にそういうことをやっっていこうという趣旨だということであり、28ページのほうがいいのではないかというふうに思っているところでございます。

(大塚委員) そうすると、引き続きというほうも、別に有効性が低いということでもないというふうに理解していいわけですね。

(事務局) そうでございます。はい。

(中村委員) すみません、ちょっと1点だけ。

(嘉門委員長) 中村委員、どうぞ。

(中村委員) 全建の中村でございます。すみません、最後になりました。

資料の3の32ページの建設リサイクル市場の育成のところなんですけど、ここは非常に今後のために大事な部分であると思います。具体的な施策として①それから次の③33ページ②、③とあるんですが、ここの②のところに、「質の高いリサイクルを推進している企業の取り組みについて情報を集めて発信する」とあります。これは非常に大事なことだと思います。

先ほどちょっと議論にありましたとおり、やはり優秀なことをやっている先進的な企業については、それなりの評価を何らかの形でするようなことの取り組みについても、できれば、ちょっとここに追記していただければと思います。先進的な取り組みをしている優良な企業について評価をすることで、リサイクルを進めるということになりますので、施

策としては入れていただいたほうがいいんじゃないかと考えます。

(事務局) ありがとうございます。

こういった質の高い企業の取り組みにつきましては、例えば関係省庁と連携してやっております3Rの優良表彰ですとか、あるいは、われわれ建設副産物のリサイクルを広めていこうという広報推進会議がございますが、そういった中での技術発表会の中では、いろいろPRしていこうという形をとらせていただいております、そういった流の中で、質の高いところをどんどん周知していくということは引き続きやっていくのかなというふうに考えております。

(中村委員) どちらかでそのまま進めていただければ、けっこうでございますので、よろしくをお願いします。

(嘉門委員長) はい。まだ意見がありそうな気配もあるんですが、一応、本日の議論は大体以上ぐらいにさせていただいて。

全体とりまとめするには、少し私の能力を超えておりますが、このとりまとめの推進に係る方策については、やはり文言の誤解を避ける必要があるだろうと。この委員は大体、建設リサイクルについて日ごろから取り組んでられる方からいろいろ質問が出るようでは、これは一般に出ても全く誤解をされるもとですから、そここのところの定義も含めて誤解がないように、今日のご意見を含めて、修正を事務局のほうでお願いをしたいと、私のほうからお願いしたいと思っております。

それで、今日の建設リサイクル推進に係る方策、これに基づいて今後、これからまた説明があるかと思っておりますけれども、リサイクル推進計画が発出されることになると思いますが、われわれの委員会のタスクであります建設リサイクルの推進に係る方策についてのうち容については、それに基づいて推進計画が出るわけでございますので、いかがでしょうか、今日が一応最終日となつてございますが、今日の意見をいろいろお聞きしておりますと、やはり委員長一任というわけにはなかなか、必ずしもいかないと思っておりますので、一応私委員長の意見としては、今日の議論を踏まえて事務局に修正をいただいて、私のほうで確認させていただいて、その後、委員の全員の皆さんにその確認内容を再度チェックいただくと。それについてご意見をちょうだいして、また事務局と私のほうでも調整させていただいて、最終の形にしたらどうかと、こう思いますが、今日、発言をお控えいただいて時間に協力、委員会の時間を3時に終わるために調整いただいた方もいらっしゃると思いますから、ぜひ、最終のご意見をお寄せいただくと、そういう形でまとめて、両環境部会の運営規則に則り、社会資本整備審議会環境部会長及び交通政策審議会交通体系分科会環境部会長に委員長から報告をさせていただくということをお願いしたいと思っておりますが、そんなことで、よろしゅうございませうか。

(委員) 異議なし。

(嘉門委員長) ありがとうございます。そしたら今のようなことで、再度、委員の皆さん方には見ていただくということの前提で作業を進めるというふうにさせていただきた

いと思います。事務局、それでよろしゅうございますかね。

(事務局) はい。

(嘉門委員長) そうしましたら、そんなことで今日の議事の①、②は一応終わったということにさせていただいて、③のその他、事務局からお願いいたします。

(事務局) はい。じゃあ、事務局からその他ということでございます。

今、委員長ご指示ございましたとおり、これの扱いにつきましては、今そのとおりに事務局としても対応してまいりたいと思っております、なるべく早く、提言としてとりまとめいただくようにご協力申し上げたいと思っております。

また、提言が出されました後には、私ども国土交通省として、建設リサイクル推進計画としてまとめてまいりたいと思っております。

今ちょうど概算要求の時期を迎えておまして、提出が8月末ということで、9月から査定ということで年末に向かっていくわけでございますが、できましたら、この要求の前までに、これをまとめて反映できるものについては反映できるようにしていきたいな、そんなふうに思っております。

それと、過去2008の計画をとりまとめていただいたんですけれども、その間約5年、この小委員会が開かれずじまいで今年を迎えるということで、この4月からまた小委員会再開したわけでございますが、やはりこれ、計画を作るということも大事ですが、それはやはり実行するというのも非常に大事だと思っております、途中途中でも、この実行状況のフォローアップというのも私どもしっかりしてまいりたいと思っております、適宜また毎年度、小委員会できましたら開催していただきまして、そのフォローアップ状況について報告し、またご意見、ご指導賜ればありがたいのかなと思っております。

また、提言の実施につきまして着実にやっていくということでございますけれども、特に最初、建設の副産物の物流のモニタリングの話ですとか、あるいは建設発生土の官民の一体的なマッチングの強化というような話がございまして、この辺のデータが基となる施策がその後が続いております。

そういう意味では、モニタリングとかマッチングのためのシステム構築ということが非常に重要になってまいりまして、この実現化が必要となるわけでございますが、構築に向けてやり方につきまして、例えばこの小委員会のもとにワーキングなどを設置して、またワーキングでしっかり議論をしながらやるというような方法もあるかなと思っております、この辺のやり方につきまして、今ちょっと、今日ここではなかなか決められないんですけれども、またご相談をしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

その他については、以上でございます。

(嘉門委員長) はい、ありがとうございました。

建設リサイクル推進計画2014が早く出ることを期待している次第でございます。

それじゃあ、今日は最後の委員会でございますので、全体を通じて、ぜひ一言でも言い

たいというようなことがございましたら、お聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか、よろしゅうございましょうか。あまり聞いたら帰れなくなってしまうかもしれませんのですけれども。

はい、それじゃあ、特にご遠慮いただいたということで、本日の議事は終了ということにさせていただきたいと思います。司会進行を事務局でお願いいたします。

(事務局) 嘉門委員長、ありがとうございました。

先ほどからも出てますとおり、本日は会議の最終回になります。委員長のほうで、最後のお一言、ご挨拶をちょっといただければと思います。

(嘉門委員長) もう時間も来ておりますので、簡単にお礼を申し上げたいと思います。

今回の委員会、最初にもちょっと申し上げたかと思いますが、この4月ごろから非常に精力的に議論いただきまして、事務局も大変精力的に準備をいただいたせいもございしますが、3回で終了ということに曲りなりにもなったということにつきましては、委員の方々はじめ関係の皆様方のご尽力のおかげということで、深く感謝する次第でございます。

建設リサイクルは、今後より一層進展して循環型社会、特に建設界における貢献というものの方がより進むことを期待して、私の最後のお礼の言葉に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

(事務局) 嘉門委員長、ありがとうございました。

今までの熱心なご審議に対しまして、国交省のほうも技術参事官の清水より、お礼申し上げます。

(技術参事官) くどくなりますので。本当に3回にわたりまして、ありがとうございました。なるべく早く制度の趣旨をまとめたと思っておりますし、とりまとめた後も、今回の次のリサイクル推進計画から、いろいろ新たな指標とか新たな仕組みが入ってきますから、それにつきましても、また引き続き、皆様方のご指導をいただくことをお願いしまして、お礼とご挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

(事務局) それでは、以上をもちまして、本日の小委員会を終了させていただきます。各委員の皆様、活発なご審議をいただきまして、ありがとうございました。